

平成27年3月18日	資料1-1
第24回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

「レセプト情報・特定健診等情報の 提供に関するガイドライン」の改正(案)について

平成27年3月18日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険システム高度化推進室

「ガイドライン」の主な改正内容

平成27年1月28日に開催された第23回レセプト情報等の提供に関する有識者会議(以下、「有識者会議という」。)において「レセプト情報等の提供に関するガイドラインに関する検討事項」を議論した内容を踏まえレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインを改正することとした。

改正の主な内容は次のとおりである。

1. 提供依頼申出者の範囲について、公的研究費を「全部又は一部を国の行政機関から補助されている者」の他に、研究開発独立行政法人等※から公的研究費を受けた者も範囲に該当することとする。

※研究開発独立行政法人とは、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)の別表第1に掲げる研究開発法人及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律192号)に規定する独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいう。

2. 公的研究費の申請を前提として提供依頼申出を行う場合、研究費を受けることを検討している段階から提供依頼申出を認めることとする。ただし、提供を承諾する場合は、研究費申請等が認められている場合に限りデータの提供を行う旨の条件を付記することとする。
3. レセプト情報等の利用期間の上限を1年から2年とする。また、利用期間の延長については、延長理由等を考慮のうえ必要に応じて認めることとする。
4. 都道府県からの医療法に基づく医療計画の策定のための提供依頼申出について、レセプト情報等の提供に際し、有識者会議の審査を原則省略することができることとする。

「ガイドライン」の主な改正内容

平成27年〇年〇月〇日

レセプト情報等の提供に関する有識者会議申し合わせ事項（案）

レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）の審査を省略できる利用について、都道府県における医療法に基づく医療計画の策定に利用する場合は、有識者会議の審査を省略することができるとしたところであるが、運用については、下記の通りとする。

記

- 1 都道府県から医療法に基づく医療計画の策定に利用するとして提供依頼申出が提出された場合、事務局において申出内容を確認のうえ必要に応じて有識者会議審査分科会の座長（以下、「座長」という。）へ相談を行う。
- 2 事務局と座長との相談に基づき審査が必要と認められた場合は、有識者会議審査分科会の臨時開催若しくは有識者会議開催要綱4（1）に基づいた対応を行う。

（参考）有識者会議開催要綱抜粋

4 運 営(3)本会議及び分科会の座長は、必要に応じ持ち回りによる開催とすることができる。